

遺 産 分 割 協 議 書

平成 20 年 3 月 31 日新潟市中央区東大通一丁目 1 番 15 号新潟太郎の死亡により開始したる相続について、共同相続人全員において、遺産分割協議を行った結果、次の通り遺産を分割することに決定した。

1、相続人新潟一郎は、次の不動産を取得する。

[所在]新潟市中央区東大通一丁目

[地番]1番1

[地目]宅地

[地積]100.00m²

2、相続人新潟次郎は、次の貯金を取得する。

[種類]普通郵便貯金

[記号・番号]11230・111223

[金額]金300,000円

[種類]定期郵便貯金

[記号・番号]61230・7894567

[金額]金1,000,000円

3、相続人新潟三郎は、次の預貯金を取得する。

[金融機関名]株式会社新潟銀行関屋支店

[種類]普通預金

[口座番号]123456

[金額]金567,821円

4、相続人新潟三郎は、次の有価証券を取得する。

[銘柄]大日本建設株式会社

[種類]国内株式

[数量]普通株4,000株

[評価金額]金20,000,000円(平成20年3月31日現在)

5、相続人新潟三郎は、次の動産を取得する。

[自動車登録番号]新潟57あ1234

[車名]トヨタ(通称名カローラ)

[車台番号]FN15-844435

[型式]E-FN15

6、相続人新潟一郎は、上記各号に記載の他の現金・預貯金・有価証券及び有体動産その他一切の相続財産をすべて相続する。

7、相続人新潟一郎は、葬式費用、及びその他一切の債務を承継する。

以上の通り協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自署名押印する。

平成22年7月13日

新潟市中央区東大通一丁目1番15号

相続人 新潟 一郎(実印)

東京都中央区銀座一丁目2番1号

相続人 新潟 次郎(実印)

新潟市中央区東中通一番町1番地3

相続人 新潟 三郎(実印)